

令和8年度 高齢者等の外出支援タクシー料金助成事業 ひまわりタクシー

2月16日
申請受付
開始



受付場所：
各庁舎総合窓口

助成券の交付枚数と
使用できる枚数が
増えました！

		令和7年度	令和8年度
助成券	最大交付枚数	72枚	96枚
一度に使用 できる枚数	1人で乗車した場合	2枚まで	3枚まで
	助成券保有者が 複数で乗車した場合	1人1枚 まで	1人2枚 まで

申請書は各庁舎総合窓口においてあります。
今回より全戸配布はしておりませんので、お近くの総合窓口でご記入
ください。

**令和7年度に申請された方も令和8年度分の申請をしていただく必要
があります。**

※ひまわりタクシーとは？

みやき町内にお住いの高齢者、障がい者、要介護認定者等の移動手段にお困りの方
に対しタクシーを利用される際に、タクシー料金の一部を町が助成する移動支援施策です。
買い物や通院などの生活に必要な外出において利用することができます。（商業
施設、医療機関、金融機関、公共施設に限ります）

**タクシー利用時に「利用助成券」を使用することで、タクシー料金から1枚あたり500
円を助成します。** タクシー料金と助成額の差額をタクシー事業者にお支払いください。

本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

詳しくは裏面をご覧ください



お問い合わせ・郵送による申請の送付先
〒840-1192 みやき町大字市武1381番地
みやき町役場 まちづくり課
☎0942-96-5526

※利用対象となる方

資格要件		該当する方	申請書に添付いただく書類等
①75歳以上		○申請日において、満75歳以上の方	なし
75歳未満の方で該当する方	② 運転免許 未保有者	○申請日において、満65歳から75歳未満の方で、自動車の運転免許証の交付を受けていない方、又は返納した方（失効した方も含みます）	○左記に該当することが分かる証明書等の写し（運転経歴証明書、運転免許の取消通知書、失効した運転免許証等） ○免許証の交付を受けていない方は、申請書裏面の誓約書を記載してください。
	③ 障がい者	○重度身体障害者 障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する方で、身体障害者手帳の交付を受けた方 ○重度知的障害者 知的障害の程度がAと判定された療育手帳の交付を受けた方 ○重複障害者 障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の3級に該当する方で、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、知的障害の程度がBと判定された療育手帳の交付を受けた方 ○重度精神障害者 障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める障害等級の1級に該当する方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	○左記に該当することが証明できる手帳等の写し
	④ 要介護 認定者等	○要介護及び要支援認定者 介護保険法第9条で規定する被保険者で、同法第19条に規定する要介護又は要支援認定を受けた方	○左記に該当することが証明できる被保険者証等の写し

※利用助成券の交付数

年間最大「96枚」を交付します。
※交付枚数は申請日に応じて変動します。

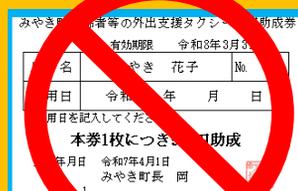


早く申請した方がよかよ！

申請日	2月16日 ～ 4月15日	4月16日 ～ 5月15日	5月16日 ～ 6月15日	6月16日 ～ 7月15日	7月16日 ～ 8月15日	8月16日 ～ 9月15日	9月16日 ～ 10月15日	10月16日 ～ 11月15日	11月16日 ～ 12月15日	12月16日 ～ 1月15日	1月16日 ～ 2月15日	2月16日 ～ 3月15日
交付数	96枚	88枚	80枚	72枚	64枚	56枚	48枚	40枚	32枚	24枚	16枚	8枚

※ご注意

令和7年度分の利用助成券及び利用登録証（有効期限：令和8年3月31日）は、4月以降使用することはできません。
使用していない助成券はご自分で処分をお願いします。



令和7年度分は4月になったら捨ててね！

